

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
保 坂 シゲリ

肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室より各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対し情報提供がありました。

本件は、ペグイントロン（皮下注用50 $\mu$ g/0.5ml用、同100 $\mu$ g/0.5ml用及び同150 $\mu$ g/0.5ml用）及びレベトール（カプセル200mg）について、両薬剤を併用した場合のC型代償性肝硬変に対する効能追加が、薬事承認・保険適用となり、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法のうち、ペグイントロン・レベトール併用療法についても、C型代償性肝硬変に対して保険適用となり、本事業の助成対象にも含まれることとなったものです。

なお、上記運用の一部変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書は、現行の様式をそのまま使用して差し支えないとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
平成23年12月22日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課  
肝炎対策推進室

### 肝炎治療特別促進事業における運用の一部変更について

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年12月2日の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、ペグイントロン（皮下注用50 $\mu$ g/0.5ml用、同100 $\mu$ g/0.5ml用及び同150 $\mu$ g/0.5ml用）及びレベトール（カプセル200mg）について、両薬剤を併用した場合のC型代償性肝硬変に対する効能追加が了承され、本日、薬事承認・保険適用となりました。

これにより、ペグインターフェロン・リバビリン併用療法のうち、ペグイントロン・レベトール併用療法についても、C型代償性肝硬変に対して保険適用となり、本事業の助成対象にも含まれることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、上記運用の一部変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はございません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書につきましては、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。